

徳島県告示第二百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和元年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
ファルコはやぶ さ薬局徳島駅前 店	ファルコ薬局徳 島駅前店	徳島市一番町二丁目 一二	株式会社ファル コファーマシー ズ	令和元年七月 一日